

雇用シェア（在籍型出向）の取組等について

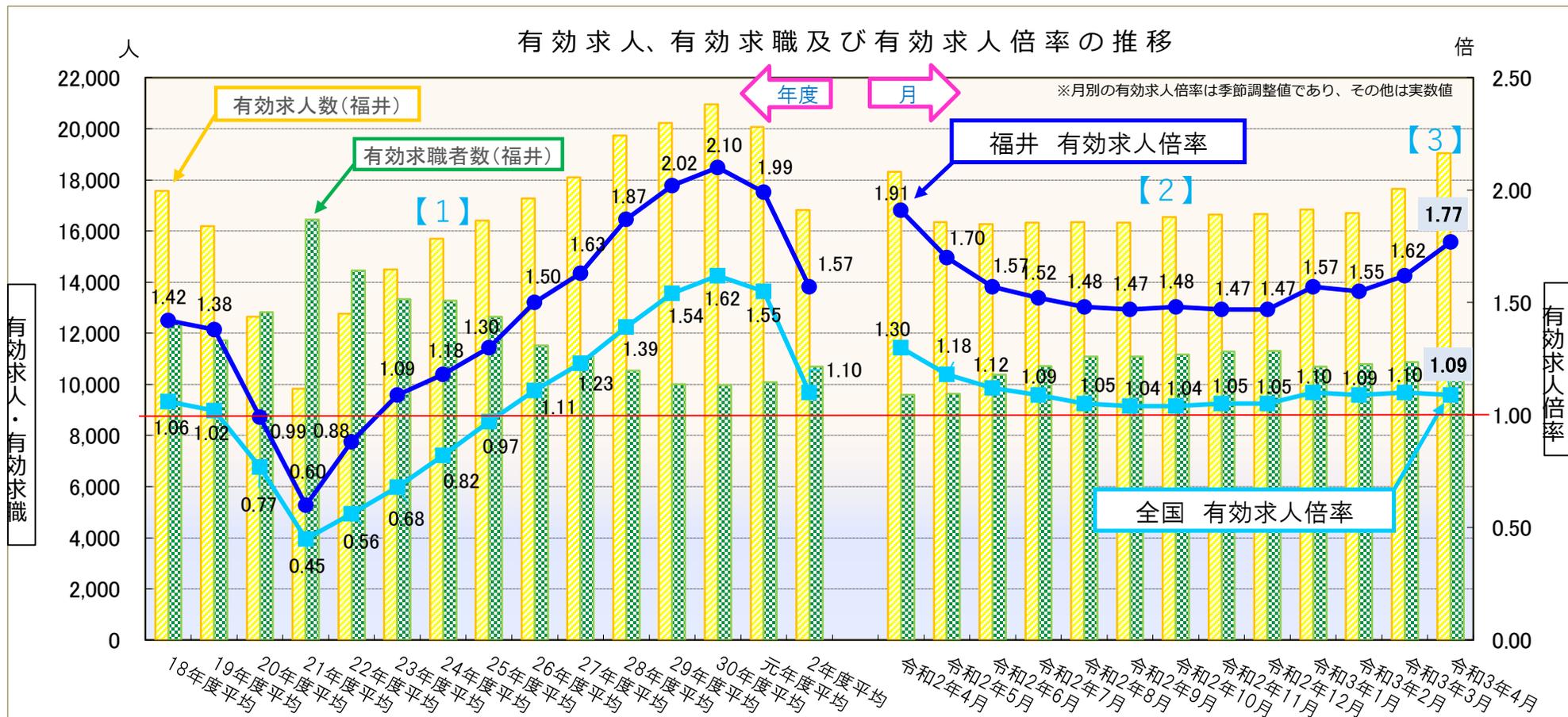
福井県における雇用失業情勢及び在籍型出向支援の取組について

令和3年6月3日

 福井労働局職業安定部

福井県の雇用失業情勢等①有効求人倍率

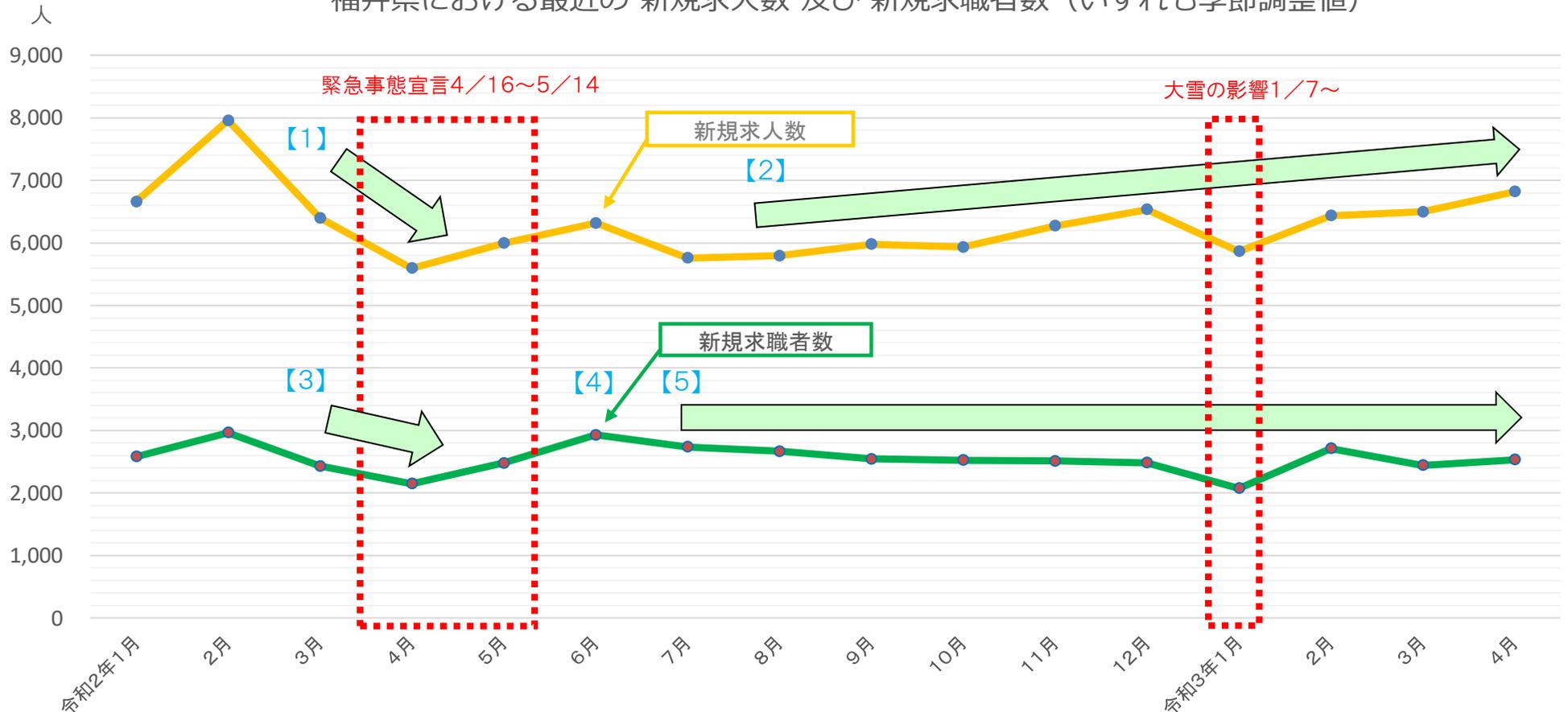
- 【1】福井県の有効求人倍率（季節調整値）は、いわゆるリーマンショックの影響により平成20年度には1倍台を下回ったものの、平成21年度の0.60倍を底として、着実に改善。平成29年度～令和元年度は、2倍前後と非常に高水準の倍率で推移。
- 【2】近年は、コロナ禍の影響により、令和2年4月の1.91倍以降、9月の1.47倍まで下降トレンドで推移。令和2年9月から12月までは横ばいで推移し、令和3年1月からは傾向が変わり、持ち直しの動きがみられる。
- 【3】直近は、令和3年4月、1.77倍（全国1.09倍）（13か月連続全国1番目）であり、求人が求職を大幅に上回って推移しており、改善の動きがみられる。ただし、依然として新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注意を要する状態にある。



福井県の雇用失業情勢等② 求人・求職動向

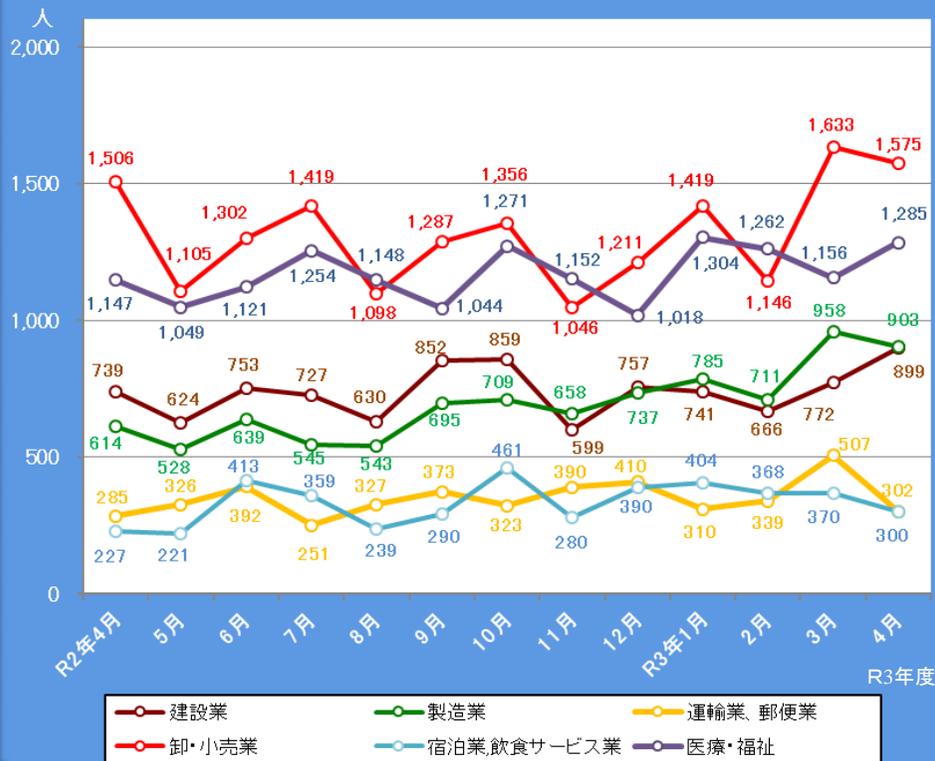
- 福井県の新規求人数（季節調整値）は、コロナ禍の影響により、【1】昨年の令和2年3月・4月は急激に減少したものの、【2】令和2年8月以降は緩やかに回復しており、上昇トレンドで推移している。
- 一方、新規求職者数（季節調整値）は、コロナ禍の影響により、人流の動きが制限されたため、【3】昨年の令和2年3月・4月まで減少したものの、【4】緊急事態宣言解除後の6月は反動により一旦増加に転じ、その後、【5】令和2年7月以降はほぼ横ばいのトレンドで推移し、落ち着いた動向を示しており、不況下で顕著となる求職者が急増する現象は現在のところ見受けられず、労働者の雇用の維持が図られている状況にある。

福井県における最近の 新規求人数 及び 新規求職者数（いずれも季節調整値）



福井県の雇用失業情勢等③産業別の求人動向

図1) 主要産業の新規求人数の推移 (原数値・実数)

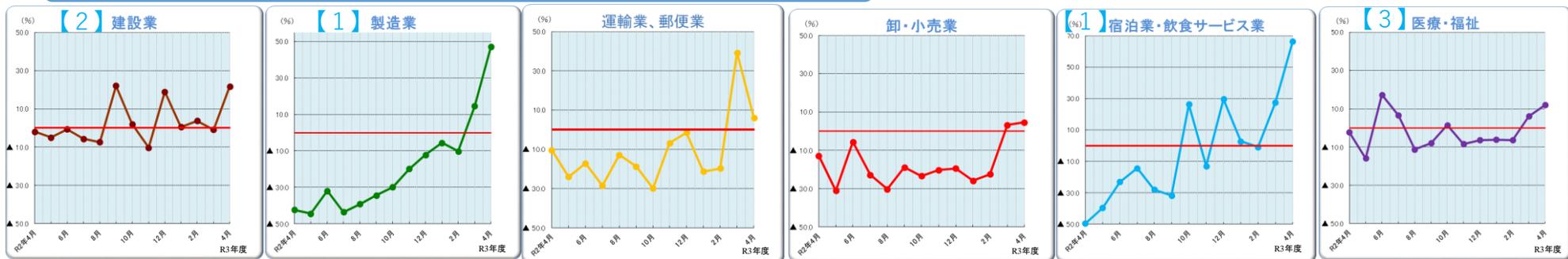


産業別の新規求人動向

○産業別の新規求人数は、令和2年度においては、いずれも緩やかな上昇の傾向を示して推移し、令和3年4月末時点では、卸売業・小売業が最も多く、次いで医療・福祉、製造業、建設業の順となった。(図1参照)
 なお、福井県では、卸売業・小売業の求人割合が高い特徴がある(令和2年度における卸売業・小売業の求人全体に占める割合：福井県21.3%>全国12.7%)。

○令和2年度前半については、コロナ禍の影響により、
【1】特に製造業や宿泊・飲食サービス業などの産業、また、産業を問わず多くの企業において前年同月比で求人が減少したが、
【2】建設業では、北陸新幹線や原子力発電所関連工事等から、コロナ禍にあっても引き続き求人需要が旺盛であり、
【3】医療・福祉においても、恒常的な人手不足等から小幅な減少にとどまった。(図2参照)

図2) 主要産業の新規求人数の推移 (原数値・前年同月比)

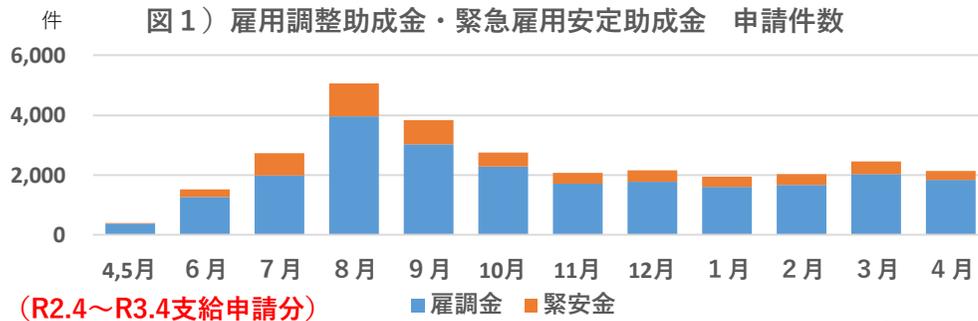


福井県の雇用失業情勢等④ 労働市場の需給状況(送出企業)

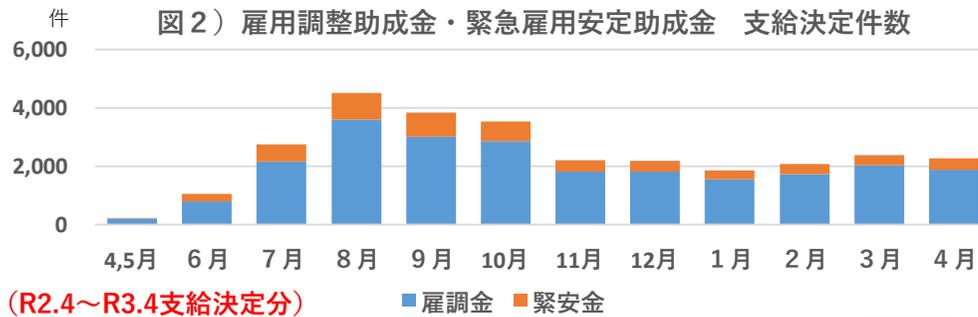
▶雇用調整助成金等の申請・支給決定状況(送出企業となり得る企業の参考情報として)

○福井県における令和2年度の雇用調整助成金(以下「雇調金」という。)と緊急雇用安定助成金の支給決定件数は26,526件(図2参照)となり、リーマンショック時で最も多かった平成22年度(11,334件)の2倍以上と大幅に上回った。また、令和3年3月末までの雇調金等の支給決定件数について同月末の雇用保険適用事業所数で割ると、全国1.28に対し、福井県は1.63の割合となり、全国と比べると申請の割合が比較的多い県といえる。

○令和2年度の雇調金の支給決定を産業別割合で見ると、【1】製造業が41.4%と最も多く、次いで【2】卸売業、小売業17.3%、【3】宿泊業、飲食サービス業10.7%となっている。(図3参照)



	4,5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計	4月	合計
雇調金	365	1,271	1,980	3,951	3,031	2,286	1,710	1,784	1,611	1,676	2,031	21,696	1,829	23,525
緊急安金	26	258	753	1,113	800	473	369	361	338	352	431	5,274	304	5,578
計	391	1,529	2,733	5,064	3,831	2,759	2,079	2,145	1,949	2,028	2,462	26,970	2,133	29,103



	4,5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計	4月	合計
雇調金	193	777	2,158	3,598	3,014	2,865	1,811	1,798	1,553	1,732	2,030	21,529	1,880	23,409
緊急安金	17	267	587	911	815	654	388	388	292	333	345	4,997	395	5,392
計	210	1,044	2,745	4,509	3,829	3,519	2,199	2,186	1,845	2,065	2,375	26,526	2,275	28,801

図3) 雇用調整助成金のみの支給決定件数・割合 産業別一覧

産業	R2.4~R3.3 (年度)	
	件数	割合
農業・林業・漁業等	45	0.2%
建設業	1,341	6.2%
製造業	8,910	【1】41.4%
食料品製造業	546	2.5%
繊維工業	2,708	12.6%
金属製品製造業	614	2.9%
はん用機械器具製造業	279	1.3%
電気機械器具製造業	421	2.0%
眼鏡等製造業	1,317	6.1%
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0%
情報通信業	254	1.2%
運輸業、郵便業	1,099	5.1%
卸売業、小売業	3,735	【2】17.3%
金融業、保険業	64	0.3%
不動産業、物品賃貸業	278	1.3%
学術研究、専門・技術サービス業	553	2.6%
宿泊業、飲食サービス業	2,295	【3】10.7%
生活関連サービス業、娯楽業	1,244	5.8%
教育、学習支援業	134	0.6%
医療、福祉	575	2.7%
複合サービス事業	69	0.3%
サービス業	914	4.2%
公務・分類不能の産業	19	0.1%
合計	21,529	100%

福井県の雇用失業情勢等⑤ 労働市場の需給状況(受入企業)

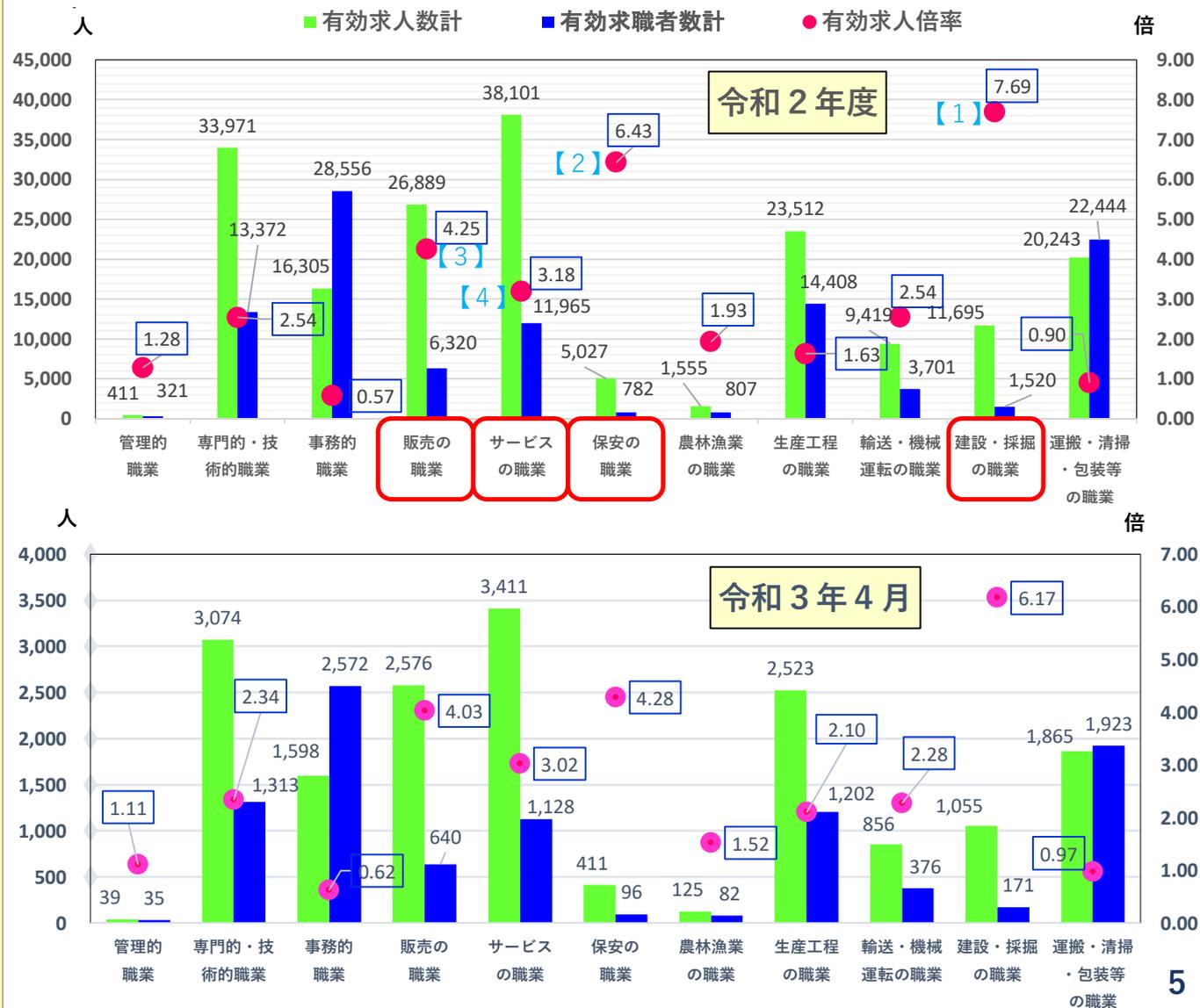
▶職種別バランスシート状況 (受入企業となり得る企業の 参考情報として)

○令和2年度の求人・求職の
職種別バランスシート
(右図上参照)をみると、
【1】「建設・採掘の職業」
が7.69倍と最も多く、次いで
【2】「保安の職業」が6.43
倍、【3】販売の職業」が
4.25倍、【4】「サービスの
職業」が3.18倍となってい
る。

○直近の令和3年4月をみても
同様の職種において求人倍率
が高く、人材の受入需要が
高い状況となっている。

*右図において、有効求人倍率
(ピンク色・丸形表示)が高い
位置にあるほど、人材の需要度
が高い職業であるといえる。

図) 求人・求職の職種別バランスシート (上: 令和2年度・下: 令和3年4月)



産業雇用安定助成金の活用状況について

福井県における産業雇用安定助成金の活用状況は、5月7日現在で実施計画届受理が1件（労働者数2人）、支給決定件数が0件となっている。実施計画届の企業規模は中小企業で、業種は出向元事業所が卸売・小売業、出向先事業所は製造業となっている。

制度創設後間もないことから、今年度からは周知を強化し活用促進を図る必要がある。

産業雇用安定助成金 出向計画受理・支給決定状況（福井県・全国 5月7日現在）

	計画届受理件数			支給決定件数
	出向労働者数	出向元事業所数	出向先事業所数	
福井県	2	1	1	0
全国	3,165（※）	326	498	0

（※内訳）産業雇用安定助成金 企業規模別出向労働者数の状況（全国 5月7日現在）

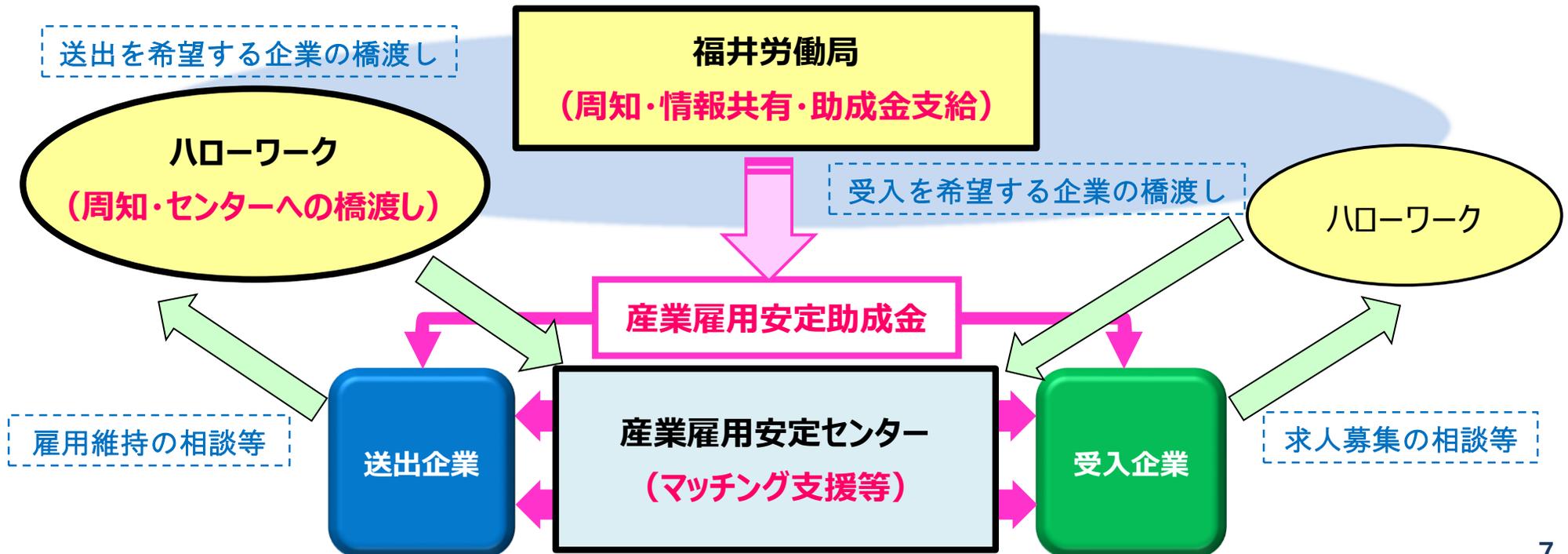
出向先 \ 出向元	大企業	中小企業
大企業	696	927
中小企業	381	1,093
官公庁	42	26

（注）令和3年2月5日（制度創設日）～令和3年5月7日実績

福井労働局における在籍型出向支援の取組について 概要

取組概要

- 福井労働局では、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった企業が従業員の雇用を守るため、人手不足が生じている企業との間で在籍型出向により雇用を維持する取組の支援を強化している。
- 具体的には、今年度、新たに作成したリーフレット等を活用して周知を強化するとともに、各ハローワークの窓口や企業訪問先において、把握できた送り出しや受け入れを希望する企業について、産業雇用安定センターへ円滑に橋渡しをする取組を行っている。



福井労働局における在籍型出向支援の取組みについて1-①

福井労働局の取組 周知について

- 在籍型出向を推進していくためには、まずは福井県下の企業に支援内容を広く認知いただく必要があるため、取組の1つとしては、周知が非常に重要である。
- また、在籍型出向を取り入れて労働者の雇用維持を図ろうとする事業主に対してマッチング支援を行うことは、在籍型出向支援の核となる重要な支援ではあるが、今年2月に創設された在籍型出向の送付と受入企業を支援する助成金、「産業雇用安定助成金」の周知もマッチング支援とセットで行うことが推進を図る上で重要な要素であると考えている。
その考え方に基づいて始めた、周知の取組については、次のとおり。

➤周知の取組事例① 説明会の開催

- まずは、いち早く在籍型出向支援について認知いただくため、福井労働局では、在籍型出向のマッチング支援と、新たに創設された「産業雇用安定助成金」に関する説明会について、制度創設後間もない3月1日と3月2日の2日間、ハローワーク福井を会場として開催した。
(感染防止対策のため、2日間で6回に分けて実施)
- 対象者としては、感染防止対策を行う中、効果的に周知するため、企業単体ではなく、助成金について企業に説明する立場となる社会保険労務士や経済団体等のキーマンとなる方を対象としており、内容としては、産業雇用安定センターから在籍型出向のメリットや産業雇用安定センターの役割について説明を行い、労働局・ハローワークからは、助成金についての説明を行った。

福井労働局における在籍型出向支援の取組について1-②

➤ 周知の取組事例② 効果的な周知の仕組み作り（独自リーフレットの作成・配布） p 10参照

- 在籍型出向を推進するためには、「産業雇用安定助成金」の周知もマッチング支援とセットで行うことが推進を図る上で重要な要素である。
- そのため、在籍型出向のマッチング支援を行っている産業雇用安定センターについての周知と、在籍型出向を行う出向元と出向先の双方を支援する「産業雇用安定助成金」の周知について、1枚のリーフレットで分かるようにとのコンセプトを基に福井労働局独自のリーフレットを作成した。
- なお、リーフレット裏面には、福井県における在籍型出向の事例や雇用調整助成金と産業雇用安定助成金を組み合わせた雇用維持への活用例などについて紹介している。
- 今年度5月からは、福井県下のハローワークと産業雇用安定センターが、ハローワークの窓口や企業訪問の際に、このリーフレットを活用し事業主に周知、活用の勧奨を始めている。

➤ 周知の取組事例③ 効果的な周知の仕組み作り（独自アンケートの作成・配布） p 11参照

- 在籍型出向の意向を確認するための簡単なアンケート用紙を作成し、リーフレットによる周知だけでなく、支援を希望する企業の情報を産業雇用安定センターに提供する取組も始めている。
- 今年度5月からは、事業主が雇用調整助成金の申請のため窓口に来所した際や、ハローワーク職員が事業所訪問をした際などに配布したり、雇用調整助成金を活用している事業主に対して、支給決定通知とともにリーフレットとアンケート用紙を同封したりするなど、在籍型出向支援の勧奨を行っている。

福井労働局における在籍型出向支援の取組について1-②リーフレット

表面

(事業主の方へ)

労働者の雇用維持や人手不足解消のために 助成金を活用した “在籍型出向”を取り入れてみませんか？

福井労働局・ハローワークでは、福井県や産業雇用安定センターなど関係機関と連携して、在籍型出向を活用する企業の支援に取り組んでいます。

在籍型出向のマッチング支援

*裏面には、マッチングの事例等をご紹介します。

(公財)産業雇用安定センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に雇用過剰となった企業が、従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「在籍型出向」を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを無料でを行っています。

在籍型出向のマッチング支援についての相談や興味がある送り出し希望の事業主や受け入れ希望の事業主の方は、まずは次の連絡先までお気軽にご連絡ください。

(公財)産業雇用安定センター 福井事務所
福井市大手2-7-15 明治安田生命福井ビル4階 ☎ 0776-24-9025

在籍型出向の助成制度

*裏面には、本助成金の概要等をご紹介します。

福井労働局では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対して助成する「産業雇用安定助成金」による支援を行っています。

産業雇用安定助成金の申請先は福井労働局になります。本助成金の相談や興味がある事業主の方は、次の連絡先までお気軽にご連絡ください。

福井労働局 職業対策課
福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎9階 ☎ 0776-22-2683

裏面

福井県における在籍型出向支援の取組

【福井県における在籍型出向のマッチング事例】

	送り出し企業	送り出しの理由	受け入れ企業	受け入れの理由	出向者数
事例	金属製品製造業	・新型コロナウイルス感染症の影響により需要が落ち込んでいる。 ・休業ではない方法で熟練工の雇用の維持を図りたい。	食料品製造業	・これまで人手不足が続いており苦慮してきた。 ・特に冬場の人員確保は深刻な問題であり、一時的な出向でもよいので受け入れたい。	10名

【福井県における在籍型出向支援の取組】

福井県では、労働局をはじめ労働団体、経済団体等の関係機関と協働し、「福井県雇用シェア促進協議会」を設置し、産業雇用安定センターへの企業紹介やモデル企業のPRなどを通し、本県における在籍型出向を促進しています。

在籍型出向について関心をお持ちの事業主の方は、是非、表面に記載のある産業雇用安定センターにご連絡ください。

産業雇用安定助成金のご案内

【対象となる事業主】

- ① 出向元事業主
新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として在籍型出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主
- ② 出向先事業主
当該労働者を受け入れる事業主（“解雇等”や“雇用量の減少”がないこと。）

【対象となる期間】

雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提となります。出向期間が1ヶ月以上2年未満の出向が対象（助成金の支給は、対象労働者1人あたり12ヶ月が限度）

【助成率・額】

- 出向運営経費
出向元事業主及び出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成
 - ・ 出向元が労働者の解雇などを行っていない場合 9/10（中小企業以外3/4）
 - ・ 出向元が労働者の解雇などを行っている場合 4/5（中小企業以外2/3）
 - ・ 上限額（出向元・出向先の合計） 12,000円/日
- 出向初期経費
就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成
 - ・ 助成額 各10万円/1人当たり（定額）
 - ・ 加算額（※） 各5万円/1人当たり（定額）
 ※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産量要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

【助成金活用の参考例】

例えば・・・5名の従業員がいる企業で、コロナ禍の影響により事業場の全部を一時的に休業せざるを得ない場合において、5名のうち3名の従業員は、休業状態が想定より早く解消された場合に備え、「雇用調整助成金」を活用した休業を行い、2名の従業員分については一定期間の休業が確実であるため、従業員の同意の下、「産業雇用安定助成金」を活用した出向により雇用の維持を図るなど、状況により2つの雇用維持のための助成金を活用することもできます。

* その他申請方法や支給要件等については、厚生労働省HPに『産業雇用安定助成金のガイドブック』又は『支給要領』に詳細が掲載されています。申請の際は、必ずご確認ください。

福井労働局における在籍型出向支援の取組について1-②アンケート

在籍型出向に関する意向アンケート 表面
【表面(裏面もあります)】

裏面
【裏面】

福井労働局・ハローワークでは、福井県や(公財)産業雇用安定センター福井事務所等と連携し、在籍型出向の推進に取り組んでいます。

本アンケートは、コロナ禍による休業等に際し、従業員の雇用維持に取り組んでいる事業所の皆様方に、在籍型出向の活用に関する意向を把握し、産業雇用安定センターへ情報を集約することにより、当該取組を支援することを目的として実施しています。他の目的に利用することはありませんので、本アンケートに是非回答いただきますよう、ご協力をお願いします。

(注)本アンケートを既に提出いただいた事業所におかれましては、再度の提出は不要です。但し、在籍型出向の活用・支援について関心がない又は希望しないと回答した後在籍型出向の検討を始め支援が必要となるなど、当該内容に変更が生じた場合は、改めて提出いただきますようお願いいたします。

～ 在籍型出向の取組に関する貴事業所の意向についてお伺いします～

1 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に雇用過剰となった事業所が、従業員の雇用の維持を図りつつモチベーションの低下を防ぎ、従業員に他社の業務を経験させることによりキャリアアップを図るため、従業員に休業を命じる以外に在籍型出向により雇用の維持する方法があります。貴事業所において、在籍型出向による雇用の維持の取組に関心はありますか。

(該当する番号に丸を付してください。以下、同じ。)

- ① 関心がある
 - ② 少し関心がある
 - ③ 関心がない
- } 2へお進みください
- 5(裏面)へお進みください

2 上記1で①・②と回答した事業所の方にお伺いします。

(公財)産業雇用安定センター(以下「センター」という。)では、出向先と出向元の双方の事業所についてマッチング支援を行う等、在籍型出向を活用して、従業員の雇用維持を図る事業所を無料で支援しています。センターとの相談を希望しますか。

- ① 在籍型出向について検討したいため、センターとの相談を希望したい
 - ② 関心はあるが、内容が分からないため、一度センターに話を聞いてみたい
 - ③ センターとの相談を希望しない
- } センターに情報提供させていただきます

3 上記2で①・②と回答した事業所の方にお伺いします。

どのような内容について相談等を希望しますか(複数回答可)。

- ① 在籍出向全般に関すること
- ② 出向先事業所の確保に関すること
- ③ 社内規定(就業規則・労働契約)の整備に関すること
- ④ 出向労働者の賃金等の処遇や労働条件に関すること
- ⑤ 出向先事業所との出向契約(出向負担金の割合等)に関すること
- ⑥ 助成金制度に関すること
- ⑦ その他(下欄に当該理由を記入ください)

～以下は、今後、当局が在籍型出向を推進するに当たり参考と致したくお伺いします～

4 上記1で①・②と回答した事業所の方にお伺いします。

在籍型出向に関心がある理由は、次のいずれに該当しますか(複数回答可)。

- ① 休業による従業員のモチベーションの低下が懸念されるため
- ② 従業員のキャリアアップを図るため
- ③ 休業以外に雇用維持の方法を検討したいため
- ④ これまでも在籍型出向を行ったことがあるため
- ⑤ 会社の資金負担を軽減したいため
- ⑥ その他(下欄に当該理由を記入ください)

5 上記1で③と回答した事業所の方にお伺いします。

在籍型出向に関心がない理由は、次のいずれに該当しますか(複数回答可)。

- ① 休業による雇用の維持が、社内事情から最も適切な方法と思われるため
- ② 在籍型出向について、そもそもよく分からないため
- ③ 社内手続の方法が分からないため
- ④ 出向先事業所の確保が困難と思われるため
- ⑤ 出向労働者の選定が困難と思われるため
- ⑥ その他(下欄に当該理由を記入ください)

以下、事業所名等の記入をお願いします。

事業所名	
住 所	
T E L / 担当者名	☎ /

～ご協力いただき、ありがとうございました～

◎本アンケートの提出先・お問合わせ先
 福井労働局職業安定部職業安定課 担当：山下、黒瀬
 〒910-8559 福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎9階
 T E L 0776-26-8609
 F A X 0776-27-5320

ご提出は郵送又はFAXにてお願いいたします。

ハローワークにおける取組

≫ ハローワークと産業雇用安定センターの連携の強化

① 送出事業主の支援

雇用調整助成金の申請や雇用調整の相談のため、事業主が来所した際、窓口においてリーフレットを使用し、在籍型出向のメリットや産業雇用安定助成金について説明。活用の意向を確認した場合は、産業雇用安定センターに情報提供し、円滑に繋ぐ。

② 受入事業主の支援

求人未充足が長期化する事業所や多数の求人募集を行う事業所、人材不足分野（医療・福祉、建設、警備、運輸）の事業所等の中には、在籍型出向の活用が、労働力確保に有効な手法の一つとして考えられることから、求人者支援として在籍型出向の活用を勧奨。

③ 送・受入事業主の支援

職員の事業所訪問時や各種セミナーの開催時等、様々な機会を捉え、在籍型出向の活用を勧奨。特に、ハローワーク福井においては、今年度4月より在籍型出向に関する支援員を採用し、産業雇用安定センターと事業所へ同行するなど連携を強化するとともに、在籍型出向の活用に向けた助言や勧奨等を実施。

ハローワークにおける支援事例

》今年度におけるハローワークと産業雇用安定センターの連携の強化の支援事例

事例1

送出企業（建設業）
1名マッチング調整中

休業実施事業主が、雇調金の申請のため窓口に来所した際、リーフレットを使用し、在籍型出向のメリットなどについて説明したところ、モチベーションの低下等を懸念した事業主が関心を示したため、ハローワーク職員が、ハローワークの会議室において、産業雇用安定センター職員と当該事業主の面談の場をセッティング。

この結果、当該事業主において休業を実施する社員のうち、1人について在籍型出向を検討することとなり、産業雇用安定センターでマッチングを行うことになった。

また、ハローワークでは、この件の受入事業主の確保に協力することとなった。

事例2

送出企業（製造業）
約10名マッチング調整中

ハローワークの支援員が、休業実施事業主を訪問し、在籍型出向の長所等について説明したところ、休業の長期化により熟練技能を持つ社員の退職を懸念していた事業所担当者が関心を示し、担当者自ら産業雇用安定センターを訪問することとなった。

産業雇用安定センターでは、就業規則等の社内規程の整備や出向労働者の賃金等の処遇、労働条件について相談し、産業雇用安定センターからは、在籍型出向の活用についての提案があった。

この結果、社内で前向きに検討するとともに、社会保険労務士と社内規程の整備等について相談を行うこととなり、産業雇用安定センターでは、マッチングを進めることになった。

事例3

受入企業（卸売業）
社内検討中

ハローワーク職員が、求人を提出するものの未充足の状態が続く事業所を訪問し、労働力確保の手段の一つとして、在籍型出向の受入について提案したところ、事業所担当者が、他社で業務経験を積んだ者の受入に関心を示すとともに、詳しい説明を希望した。

後日、改めてハローワークの職員と在籍出向支援員、産業雇用安定センター職員が同行で、当該事業所を訪問のうえ、在籍型出向のメリットについて説明するとともに、担当者より社内状況や受入条件等を聴取した。

この結果、社内で活用を検討することになり、活用の場合はハローワークと産業雇用安定センターが連携し、支援することとなった。

- 福井県における雇用失業情勢は、コロナ禍の影響により一時期悪化したものの、最近は改善の動きがみられるところまで回復してきており、全国の状況と比べると良好な状況といえる。
- 一方、全国的な新型コロナウイルス感染状況や、今般の緊急事態宣言等の延長が、社会経済の停滞等を通じて雇用に与える影響も懸念され、雇用調整助成金等については、1日に100件前後の申請がある状況を踏まえると、依然として労働者の雇用維持の支援は重要な取組である。
- そのため、福井労働局・ハローワークとしては、引き続き雇用維持等の支援の周知に努めるとともに、産業雇用安定センターとの連携の強化を図り、福井県雇用シェア促進協議会の構成員の協力を得ながら、着実に在籍型出向の支援を推進していくこととしている。